

凍結物申請書

神田ウイメンズクリニック 院長殿

西暦 20 年 月 日 期限の(胚 ・ 精子)について下記の申請を致します。

更新 廃棄 一部廃棄 (いずれかに✓をしてください)

※胚は個数に関わらず、自費診療¥55,000/年、保険診療¥10,500/年となります

※**自費の場合は保存期限ごと(胚の場合、採卵ごと)の更新料が必要となります**

廃棄の場合、次のいずれかに✓をしてください。

不要 離婚 配偶者死亡 その他()

申請日 西暦 20 年 月 日

住所: 〒 _____

フリガナ

(ご本人)診察券番号: _____ 氏名: _____ (自筆)

電話番号 (携帯電話等ご連絡のつきやすい番号) _____

フリガナ

(配偶者)診察券番号: _____ 氏名: _____ (自筆)

電話番号 (携帯電話等ご連絡のつきやすい番号) _____

※代筆の場合はお手続きいたしかねます

備考

*この枠内は当院記入欄です。

胚・精子凍結重要事項

- ・凍結更新・廃棄のどちらの場合も期日までに申請が必要です。
- ・凍結保存期限満了日までに更新の手続きが完了しない場合には、凍結保存物の所有権を放棄されたものとみなし、その後の取り扱いは当院の専断となります。
- ・保存期限が1日でも過ぎた場合は、1年分の更新料が発生します。また廃棄をご希望の場合でも保存期限を過ぎた場合は1年分の更新料のお支払いが必要となりますのでくれぐれもご注意ください。
- ・期限前に当院からのご連絡は行っていないので必ず患者様ご本人で管理くださいますようお願いいたします。
- ・最初の保存期限は凍結時にお渡しした胚(受精卵)・精子凍結報告書に明記しております。更新手続きされますと、領収書とともに次回保存期限を記載した申請書のコピーをお返しいたしますので、そちらをご確認ください。
- ・申請書は必ず御本人が直筆でご署名をお願い致します。代筆や不備がある場合はお手続きいたしかねます。
- ・胚・精子の凍結保存をされている場合、それぞれの申請書が必要となります。

以下のいずれかに該当する場合、凍結胚・凍結精子は廃棄となり以後の使用はできません。

1. 凍結胚・凍結精子の保存中に離婚された場合やご夫婦のどちらかが死亡された場合、または行方不明となった場合(速やかに当院までお申し出ください)
2. 患者様(女性)の生殖年齢(50歳)を超えた場合
3. 妊娠により患者様の生命に危険が及ぶと予想される場合
4. 患者様の希望により凍結胚・凍結精子を廃棄する場合

【更新及び廃棄の手続き方法】

当院ホームページの「診療案内」→「凍結保存の延長」より凍結物申請書をダウンロードし印刷ください。

更新/廃棄にチェックをつけ、必要事項のご記入をお願い致します。下記を準備し、**期限日までにご予約の上ご来院ください(完全予約制)** 凍結更新予約時間 月～土曜日(祝日、休診日除く) 9:30～12:00、月・火・木・金(祝日、休診日除く) 15:00～15:30

※診察のご予約がある場合でも、診察のご予約とは別に凍結更新予約をお取りください。

- ・申請書(署名済のもの) ※患者さま控えをお取りいただき、保管してください。
- ・更新料(廃棄の場合は不要ですが期限を1日でも過ぎている場合は必要となります)
- ・ご本人の保険証(ご来院の場合)

自費での更新の場合は、現金書留郵便でもお手続き可能です。申請書と更新料をご郵送ください(期限日まで当日消印有効)。

お手続き完了後領収書とともに次回保存期限を記載した申請書のコピーの返送をいたします。

廃棄をご希望の場合は申請書をご郵送ください(期限日まで当日消印有効)。お手続き完了後、「廃棄受付済」と記載した申請書のコピーの返送をいたします。一部廃棄の場合は内容の確認がございますので、必ずご来院にてお手続きください。

【送付先】〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-8-6 メディカルプライム神田 6F 神田ウィメンズクリニック 凍結物申請宛

・凍結胚(自費診療) ¥55,000/年 (採卵ごと・凍結個数に関わらず)

※妊娠や自己都合により治療が中断する場合自費診療となります。複数年まとめてでも可能です。複数年まとめて更新の場合は備考欄へ更新希望年数をご記入ください。例) 2年分

※治療を中断されていて治療再開される場合、保険での移植周期に入っていない方は自費での更新となります。

※妊娠出産により治療中断されている方は出産から約 1 年経過し、授乳をやめており、月経が再開している事が治療再開の目安となります。

※更新手続きは1か月前からなど期間を設けておりません。期限前でしただけでも可能です。

・凍結胚(保険診療) ¥10,500/年 (凍結個数に関わらず) *ご来院での手続きが必要となります。

※保険診療での更新は不妊治療を継続されている方、他の病気が発覚するなどの理由で不妊治療を中断せざるをえない方が対象です。最終来院時より状況が変わっている方は、更新手続きのご来院時に医師とお話しをし今後の治療計画を立ててからの手続きとなります。

※保険診療での更新は3年まで可能です。3年以後は自費となります。保存期限の1か月前よりお手続き可能です。

※複数回採卵をされた方は保存されている全ての凍結胚において直近の凍結保存日から1年後が保存期限となります。

・凍結精子 ¥11,000/年 (保存期限ごと・凍結本数に関わらず)